

ひとつくり・交流拠点複合施設アクシスひろばアイデミきたかた飲食物販売場所貸付実施要綱

1 趣旨

この要綱は、施設利用者の利便性向上のため、敷地内における飲食物販売の用に供するための行政財産の貸付について必要な事項を定める。

2 貸付物件（貸付場所略図参照）

物件番号	貸付場所	販売方法	店舗数	貸付面積
1	喜多方市字稲清水 2333 番地 1 ひとつくり・交流拠点複合施設 アクシスひろばアイデミきたかた 南側敷地	キッチンカー もしくはテント	1 店舗	15 m ² (3m×5m)
2	喜多方市字稲清水 2333 番地 1 ひとつくり・交流拠点複合施設 アクシスひろばアイデミきたかた 南側敷地	キッチンカー もしくはテント	1 店舗	15 m ² (3m×5m)
3	喜多方市字稲清水 2333 番地 1 ひとつくり・交流拠点複合施設 アクシスひろばアイデミきたかた 1 階エントランスホール東側	長机等	1 店舗	4 m ² (2m×2m)

3 貸付日及び時間

毎年4月から10月の土曜日、日曜日及び祝日（市が指定する日を除く。）とし、時間帯は午前8時30分から午後5時までの間とする（準備及び撤去に要する時間を含み、販売の時間は午前9時30分から午後4時までの間の任意の時間とする。）。貸付回数に上限は設けない。

4 申込資格

- (1) 貸付場所における営業内容について、必要な諸手続きを全て済ませていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (3) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 成年被後見人でないこと。
- (5) 未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者でないこと。

5 申込方法

- (1) 申込期間は、使用希望日の属する月の前月1日の午前9時以降、使用希望日の10日前までとする。
- (2) 使用希望者は、申込期間内に電話により空き状況を確認し、使用希望日の仮予約を行う。
- (3) 仮予約後は速やかに、行政財産使用許可申請書（喜多方市財務規則（平成18年喜多方市規則第47号。以下「財務規則」という。）（様式第83号））、様式1及び様式3により、郵送若しくは直接持参のいずれ

かの方法で申込みものとする。

6 選定の方法

申込による先着順とする。

7 貸付の決定通知

貸付を決定した時には、行政財産使用許可書（財務規則様式第 84 号）及び様式 2 により通知する。

8 使用料及び納入方法

- (1) 使用料は、喜多方市行政財産使用料条例（平成 18 年喜多方市条例第 106 号。以下「条例」という。）に基づき算定する。
- (2) 使用料は、喜多方市の発行する納入通知書により使用日の前日までに支払うものとする。
- (3) 納入された使用料は返還しない。ただし、市において公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより行政財産の使用の許可が取り消された場合においては、条例第 5 条ただし書きの例による。

9 貸付条件

- (1) 販売品目：飲食物（アルコール飲料は不可。）とすること。
物件 3 は調理済みまたは包装済み食品のみとすること。
- (2) 販売方法：物件 1 及び 2 はキッチンカーもしくはテントを使用すること。
物件 3 は長机等を使用すること。
- (3) 安全対策：火気を使用する場合は消火器を配置するとともに消防署への届け出を行うこと。
なお、物件 3 は火気の使用はできないものであること。
テントを使用する場合は、強風による倒壊や飛散を防ぐための措置を怠らないこと。
幟旗や看板等を設置する場合も同様とする。
- (4) 容器回収：販売した飲食物の容器等の回収ボックス（ゴミ袋）を設置すること。
施設内にゴミ箱を設置していないことから、容器等の回収について来客に徹底すること。
- (5) 管理運営：回収ボックス（ゴミ袋）は適宜回収し、使用者の責任において適切に処理すること。
残渣物も同様とする。販売終了後は貸付場所周辺の清掃を行うこと。
- (6) 禁止事項：次の行為は禁止する。
 - ア 政治・宗教等に関する掲示・勧誘・販売・配布等
 - イ 使用の権利の他人への譲渡
 - ウ 大音量で音楽等をかける
 - エ その他、公序良俗に反する行為

10 費用負担

- (1) 販売に関するすべての費用は、使用者の負担とする。
- (2) 喜多方市は、長机等の什器、水、電気等の提供及び廃棄物等の処理・処分は行わない。

11 販売に伴う事故

喜多方市の責に帰する事由による場合を除き、使用者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損、その他の損害

- (1) 商品等の盗難、破損について、喜多方市の責に帰することが明らかな場合を除き、喜多方市はその責を負わない。
- (2) 事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電等による売上の減少については、喜多方市はその責を負わない。
- (3) 貸付を決定した後に法令及び本要綱に違反していることが判明した場合、許可を取り消すことがある。

13 その他注意事項等

- (1) 使用日当日は、使用料の納入通知書兼領収書を職員に提示して確認を受けること。
- (2) 準備及び撤去等に伴う車両は、西側駐車場（砂利部分）に駐車すること。なお、西側駐車場に駐車できない場合は、職員の指示に従うこと。
- (3) 準備及び撤去等の際は、安全に十分留意すること。

14 補 則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

附 則

- (1) この要綱は、令和7年5月31日から施行する。
- (2) この要綱は、施行日現在の喜多方市ひとづくり・交流拠点複合施設条例（令和3年喜多方市条例第34号）第3条の規定により構成するひとづくり・交流拠点複合施設（第1期施設）において実施する当該事業について必要な事項を定めたものであり、ひとづくり・交流拠点複合施設（第2期施設）完成後は、その効力を失う。

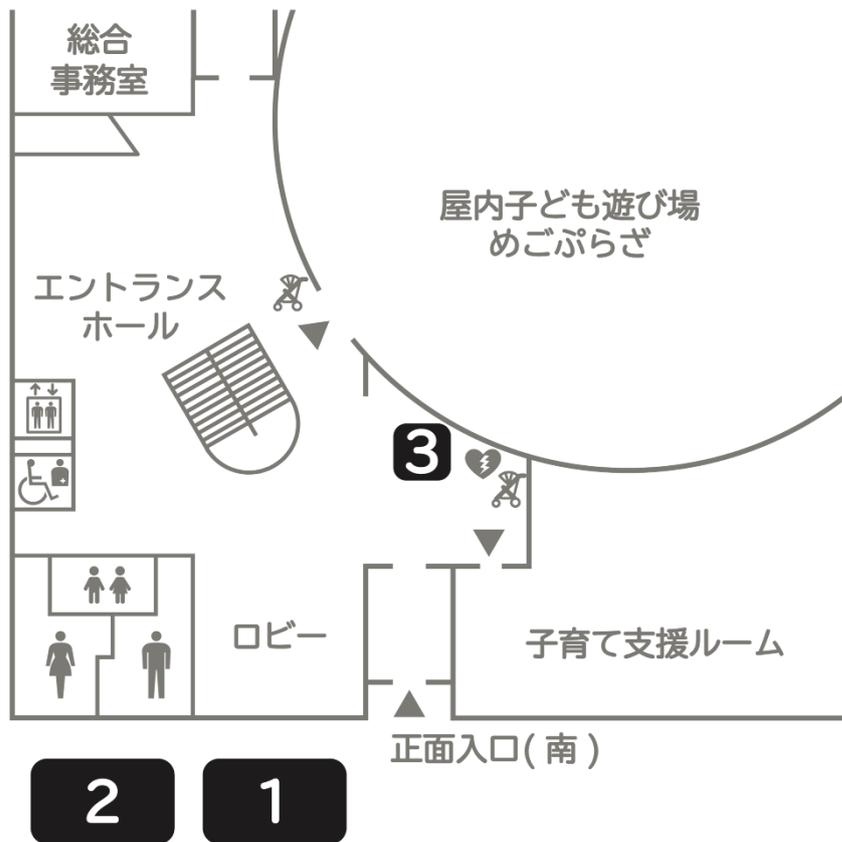
附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、施設の愛称に含める「アクシスひろば」の表示については令和8年4月1日から令和11年3月31日まで適用する。

《貸付場所略図》



(様式1)

ひとづくり・交流拠点複合施設アクシスひろばアイデミきたかた飲食物販売使用希望日申出書

(事業者名) _____

(電話番号) _____

(e-mail) _____

飲食物販売につき、使用を希望する日は下表のとおりです。

(年 月分)

使用希望日 (曜日等)	使用希望日 (曜日等)
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :
日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :	日 (土・日・祝) 到着 : 販売時間 : ~ :

※「曜日等」は、該当するものを○で囲む。

※到着、販売時間は希望日が複数でも、変更がなければ、初日の欄の記載のみで可。

使用時間 8:30 ~ 17:00 (販売時間 9:30 ~ 16:00)の範囲内

【参考】

◎販売 (予定) 品

① _____

② _____

③ _____

④ _____

(様式2)

ひとづくり・交流拠点複合施設アクシスひろばアイデミきたかた飲食物販売使用を許可する日等

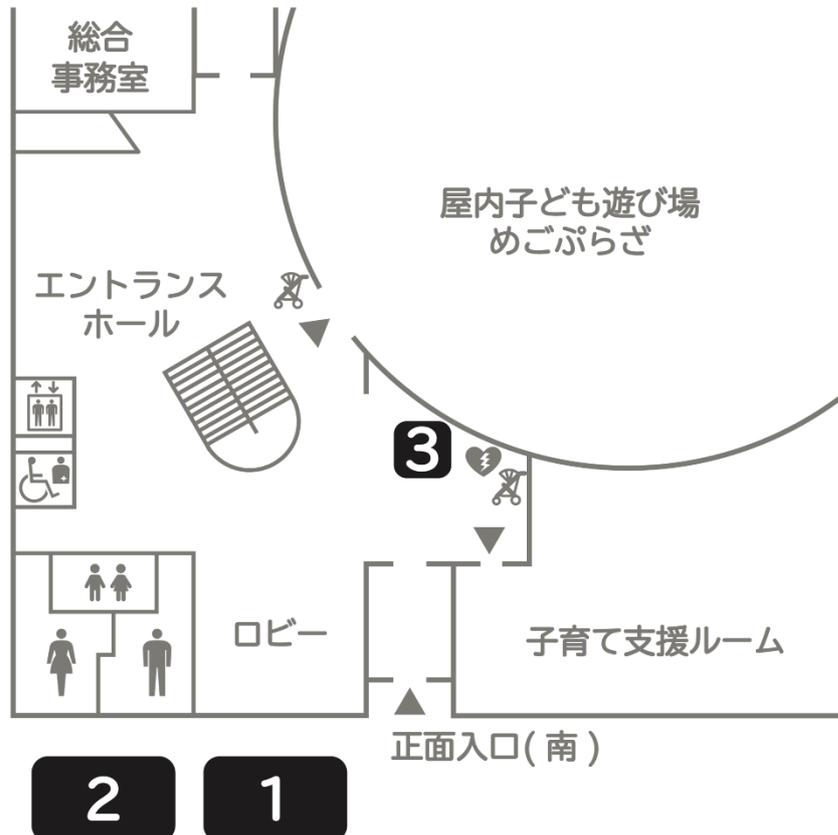
(事業者名) _____ 様

飲食物販売につき、使用を許可する日等は下表のとおりです。

(年 月分)

許可日 (曜日等)、物件番号	許可日 (曜日等)、物件番号
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③
日 (), ①・②・③	日 (), ①・②・③

《物件番号略図》



(様式3)

ひとづくり・交流拠点複合施設アクシスひろばアイデミきたかた飲食物販売行政財産使用許可
申請に係る確認表

申請者

申請日 令和 年 月 日

收受日 令和 年 月 日 ※市記載

事項	項目	確認	備考
申請資格	必要な諸許可等	<input type="checkbox"/>	営業に必要な許可等の手続きが済んでいる若しくは販売日までに手続きが済んでいること <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他
	更生・再生手続き中ではないこと	<input type="checkbox"/>	会社更生法、民事再生法に基づく手続き中の者でないこと
	暴力団関係者でないこと	<input type="checkbox"/>	喜多方市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
	成年被後見人でないこと	<input type="checkbox"/>	成年後見制度の成年被後見人でないこと
	契約締結に係る同意を得ていない制限行為能力者でないこと	<input type="checkbox"/>	未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者でないこと
事前準備	仮予約	<input type="checkbox"/>	申込期間内において、使用希望日の仮予約が済んでいること
申請・申込	申請・申込日	<input type="checkbox"/>	要綱に定める申込期間内の申込であること ※郵送の場合、期間内に必着 前月1日～使用希望日の10日前
	指定様式の使用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	行政財産使用許可申請書（財務規則様式第84号） 飲食物販売希望日申出書（様式1）
	申請・申込者	<input type="checkbox"/>	住所、氏名、必要に応じ屋号、法人名の記載の漏れが無いこと
	他の申請との整合	<input type="checkbox"/>	露店営業、臨時営業、食品衛生法等に係る申請等と当申請・申込との内容に差異がないこと
	必要書類の添付	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	行政財産使用許可申請書 注の関係図面 があること [販売時の設備配置図（回収BOX（ゴミ袋）や消火器等を記載すること）※（営業許可申請時の図面の写しで可）] 確認表（様式3）
貸付条件の順守	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	実施要綱の9貸付条件(1)～(6)を順守すること 消火器、回収BOX（ゴミ袋）、掃除用具等必要な物品等を持参のこと	

※各項目とも、実施要綱を熟読すること。